

令和 年 月 日

年 組 番 様  
保護者様

鳥取県立青谷高等学校長

## 出席停止のお知らせ

お子様は、学校保健安全法施行規則に該当する学校感染症に診断されましたので、同法施行規則に基づき、下記のとおり出席停止を指示します。

この期間は、欠席扱いではありません。外出をさげ、安静に過ごしてください。

### 記

1 病名 \_\_\_\_\_

2 期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から医師の許可があるまで

※登校する際には、下記登校届の枠内を保護者の方で記入押印の上、学校へ提出してください。

その際、医療機関を受診したことを証明できる書面1通（調剤明細書の写し、薬情報の写し等）を提出してください。

### 登校届

鳥取県立青谷高等学校長 様

（病名）\_\_\_\_\_と診断され、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より、医療機関において治療を受けていましたが、病状が回復し、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より登校いたします。

記入日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

（生徒）\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_

（保護者名）\_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※インフルエンザについては、裏面も記載してください。

# 「インフルエンザ出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。

その後は、解熱した日によって出席停止日が延長されます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

※インフルエンザ後に学校へ登校される前に、お子さんの様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注：□2つとも☑が入る必要があります。出席停止期間については上の早見表を参照してください。)

発症した後、5日を経過しました。

※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

解熱した後、2日発熱がありません。

※解熱した日を0日と数えます。解熱から2日経過し、解熱後3日目から登校が可能です。